

令和4年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 7月 15日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 13番 | 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法 |
| 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|--------|-------|-------|
| 嶋田 義文 | 大石 洋典 | 山田 孝治 |
| 大橋 つや子 | 岩山 澄男 | |
- 5 欠席農業委員
- 12番 前田 耕次
- 6 欠席推進委員
- 永嶺 達也
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 吉村 昌展 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 4 年第 7 回総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名中 17 名。よって定数に達しておりますので本会議は成立していることをご報告いたします。ちなみに欠席委員、12 番前田委員、11 番伊藤委員、2 名でございます。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事の署名委員を議長の方から指名したいと思います。よろしゅうございますか。伊藤さん来られました。18 名の出席でございます。10 番萬代委員、17 番武藤委員。よろしく願いいたします。ちょっと先立ってですね、時間がないもんで視察のご案内を皆さんの方に送り出しました。途端にコロナが急成長して、というのもですね、いろいろ四国から岡山等々、お願いをしたんです。先進地を。しかもこれ、農地パトロールに関する先進地を捜して、ドローンでやっているとあるということで、試験的にですけど捜しましたけれど、最終的には先進地として広島の方で、広島っていか尾道の方でいいですよと、これを了解を得たんで、まあその状況で考えております。今後コロナがどのような格好になるかっていうのはわかりませんので、それによってはまた中止ということになる可能性もあります。いける時には、もうほんとに農業委員会で農業委員として推進委員として仕事の先進地の視察が最後にこれになるんじゃないか、チャンスじゃないかというふうに思っております。もうこの農繁期が終了していけば、来年の 7 月までしか任期ございませんので、さすがに市のほうに予算を、大きな予算を組んでくれといっても、かなり難しくなるんじゃないかというふうに思っております。できたら行きたいというふうには思っております。その節はご協力よろしく願いいたします。それと雨が降りません。皆さんの所大変だと思いますけれど、もう少しのふんばりでございます。頑張って米をたくさん作っていただけたらというふうに思っております。食糧難というふうには言われておりますけれど、米の値段は下がっている状況でございますけれど、まあなんでかなというふうに思っております。それとね、先日のニュースの方を見てたら肥料代についてかなりの部分を国の方が補てんをするというふうな、今年の 4 月ぐらいにさかのぼって補てんをしたいというふうなことがでておりました。総理大臣の方からの発言のようでございます。予算的には 1 兆円というふうに書かれておりました。どのような形で支給されるのかっていうのはまだわかりませんが、そのへんもまた要望が入れば、皆さんもいようなかたちにしていくようにですね、県の方でも発言をしていきたいというふうに思っております。それでは議事に入りたいと思います。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	2 件朗読。

<p>議長</p>	<p>1 件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。農業経営充実と拡大のため申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしています。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 ㎡以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。自宅の隣接地であり耕作がしやすいため申請地を譲り受けるものです。この件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
<p>俵委員</p>	<p>7 番俵です。去る 7 月 7 日の日、萬代委員さん、私、山本会長、事務局、それぞれの地域の推進委員の皆さんで現地調査を行ってまいりました。そのご報告を申し上げます。今の件で、1 番の件ですが、場所は●●の●●に向かう道の三差路の交差点から●●●●さんの工場を見るとその裏手になります。場所は。全部耕作の問題はないということで、問題はない案件かというふうに思っております。続いて 2 番の●●●●●●の件ですが、同じく●●●●●●号を●●●●●●方面に向かって行きましたら、トンネルを抜けたら長い下り坂になるんですが、その下り坂を下って行くと右側にちょっと広いところがあります。その右手に道が、細い道があつてそれを 5 0 m くらい行くと申請地があります。事務局の説明の通り家の真ん前の小さい畑でご自分の畑と同じように今も管理をされているようです。全部耕作の方は問題はないということでした。以上、報告を申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いします。</p>
<p>嶋田推進委員</p>	<p>於福上地区推進委員の嶋田です。●●さんのところでございますが、只今委員のご説明の通りなんら支障はないものと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>大石推進委員</p>	<p>推進委員の大石です。只今、俵委員の方からご説明ございました。特に私の方から追加する内容ございませんけれども、譲受人が 9 6 歳と高齢です。しかしお元気ですんで、それを含んでご審議の程よろしく願い申し上げます。</p>

委員	<p>はい、それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。これちなみにですね、事務局の方からの志望でございます。それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法に基づく別段面積の見直しについてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>それでは農地法に基づく別段面積の見直しについての案です。こちらについては平成21年12月施行の改正農地法によって農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市の区域内の一部についてこれらの面積範囲以内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積としてできるようになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」は、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、利用状況調査の結果等に基づいて下限面積の設定又は修正の必要性について検討することとなっております。</p> <p>資料1番をご覧ください。右側の農業委員会の適正な事務実施については県内の下限面積の状況の方を記載しております。続きましてこれについては事務局案といたしまして、内部で検討した結果、下限面積10アールの変更は行わないと考えております。その理由といたしまして資料の2をご覧ください。2020年の農林業センサスを用いて管内の農家で50アール以下の農地を耕作している農家が全農家数の4割を上回らないため、下限面積を50アール以下に設定できないことから農地法施行規則第17条のほうには適用できないと打っております。その下の令和3年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、遊休農地は17ha、昨年に比べて17ha増加しております。吹き出しの所に令和3年末と令和2年度末の差、こちらが17haになっております。これは、農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣、経営困難等による離農者の増加、農地に無関心な地権者の増加、そして連絡不要や所在不明等により土地利用の協議が進まない状況が増え始めたことが要因でございます。また、こちらの方、容易に下限面積の引下げを行うと農地が虫食い状態になり集落営農や担い手への団地集積の弊害や違反転用の増加につながるおそれがあります。しかしながら、下限面積を弾力化して50アールにも満たない規模拡大農家や新規就農者の促進をしなければ農地の保全や有効利用が図れない。一番下の吹き出しの方をご覧ください。こちらについては令和3年の7月から令和4年の6月までにこの下限面積を適用したものに5件、12筆 8854㎡ありました。今後については担い手への農地集積・集約化、遊休農地の</p>

議長	<p>発生防止・解決策、新規参入の促進を図るためにも引き続き事務局では、農地法施行規則第17条第2項を適用して、下限面積を10アールに設定したいと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。これはちょっと話が飛びますけれど、今国の方はですね、下限面積取っ払って0にしよう、0ってことは0では変えられませんので、1㎡でもなんぼでもいいか、面積制限をつけないというふうな方向で、なんか農水省の方はいろいろ話が出ているようでございます。農業委員会、全国農業会議の方は、この問題についてはちょっとやめてほしいと、面積制限はつけてもらわないと困るというふうな形での意見書をあげているような話を聞いております。また、このようなことが国会なんかで出てくればまた皆さんの方にお伝えをしようとは思いますが、只今事務局の方よりありました、下限面積見直し案につきまして皆さんの方より何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら採決に移らしていただきますがよろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは採決に移ります。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読</p> <p>1件目。所在地は●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●から●●●●●●●●の位置にある農用地区域内農地です。受注工事の増加により現在の資材置場、駐車場が手狭となったため資材置場と駐車場11台分を設置するための除外申請です。</p> <p>2件目。所在地は●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●から●●●●●●●●の位置にある農用地区域内農地です。会社への進入路が狭く大型車の通行に不便であるため、現在はそれぞれの現場で木材の積み替え等を行っており、作業効率が悪いと新たに木材置場を設置するための除外申請です。</p> <p>3件目。所在地は●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●から●●●●●●●●の位置にある農用地区域内農地です。売電事業を行うため、太陽光発電設備を設置するための除外申請です。</p>

	<p>4件目。所在地は●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●から●●●●●●●●の位置にある農用地区域内農地です。携帯電話基地局を設置するための除外申請です。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
萬代委員	<p>10番の萬代でございます。1番の●●●●●●●●さんの開発による資材置場、そして駐車場ということでございますが、これはその●●●●のですね、交差点から●●●●を經由して入って行かましてその先に美祿の●●●●●●●●があるわけですが、そのすぐ先のことでございます。図面にはちょっとよくわからないんですけどね、●●●●●●●●とか●●●●●●とかいうことが書いてありませんのでわかりませんが、まあその最後の土地、入って行って最後の土地になるわけですが、その土地を資材置場とそれから駐車場にしたいということの申請でございました。現地訪問しました。これは周りになんら影響のないところやから問題はないなというふうに感じたところでございます。周りも樹園地、山、それから道、水路というふうな状況で他の農地にあまり影響は及ばさないということを感じて帰りました。続けてよろしいですか？</p>
議長	<p>はい、全部お願いします。</p>
萬代委員	<p>それから2番目の●●●●●●の●●●●●●さん出された木材置場、資料7でございます。これは●●●●●●の●●●●から●●●●の方に抜ける途中なんですけど、●●●●●●●●の方向に行く道なんですけど、以前この周辺を除外申請が出された経緯がございます。●●●●●●●●に抜ける道の道路のすぐへりでございます。道路のすぐへりの三角地。左側と右側というふうになっております。木材を置きたいからここを除外申請したいという申出でございました。周りに与える影響はないとみて帰りました。それから3番目。●●●●●●●●の●●●●●●●●の上に位置するわけですが、地権者●●●●●●●●さんが●●●●●●●●の●●●●●●●●さんが、体力的に農業続けていくことは出来ないということで太陽光発電をしたいという申出が出てきたところでございます。農地も非常に図面を見ていただくと、12ページを見ていただくとわかりますように道路のすぐ側、農地の中でもよいよ道路側に計画がされております。ていいますのが、左側が農地の土地がね、ちょっと小高い丘がございますので、どうしても太陽光を設置するにはこの方向でないと設置が出来ないという説明がありました。どちらにしても他の農地に関係するところではございませんので、●●●●●●●●さんの農地だけです所以他には問題がないというふうに見て帰ったところでございます。それから4番目の●●●●●●●●のこれは●●●●●●●●という所でございますけれども、これは携帯電話基地局を設置したいということで、図面を見ていただくとわかりますように面積もわずか4㎡の小さな区画になるわけでございます。これもどちらかと言われれば畑に位置しますが、家のすぐ近所の畑の一部、道路側をこの携帯電話基地局として申請したいという申出でござ</p>

	<p>いました。これも別段道路のすぐへりでもございますし、また、宅地に入る道の角っこでございますので他に与える影響はほとんどないと見て帰ったところでございます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>1番伊佐地区の山田です。萬代委員が言われたように別に支障はないと思いますので審議の方をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、2番。</p>
大橋推進委員	<p>大橋です。場所的には周りに迷惑かけるようなところじゃありませんので委員さんの言われたように何も問題ないと思います。</p>
大石推進委員	<p>推進委員の大石です。3番の方ですけども、只今萬代委員のほうから詳しく説明ございましたんで特に追加する内容ございません。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>はい、4番</p>
岩山推進委員	<p>大田推進委員の岩山です。先程萬代委員が言われましたように家の前の畑でもあります、一部でありますんで何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。 何もないようでもございましたら採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。 (はいの声) それでは採決に移ります。議案第4号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>

議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は協議結果を付して市長の方に送付いたします。 それでは続きまして議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	それでは本日配布しております、令和4年7月29日告示、令和4年8月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で3筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計いたしまして4376㎡、貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員方より何かございましたらお願いいたします。 ●●です。
山縣委員	これは前に●●の●●●さんが作りよったところ。●●●さんが辞めるっちゅうことで新たに今のこの会社が作るということで問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。事務局の方で私の方からちょっとあれなんで、お尋ねしたいんですが、株式会社ですよ。しかも●●ですよ。株式会社の場合は何かありますよね。制限か。ないですかいね。農地は。
岸委員	土地取得はあるけども。借り入れはない。
議長	ちょっと僕の認識不足がすみません。 はい、委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
岸委員	いいですか？
議長	はい。

山縣委員	今まで私がすぐへりやからずっと見よるけど、きれいに作っていますので大丈夫と思います。
議長	はい、ありがとうございます。 これ福岡から通ってきて来てるんですか？じゃないですよ？
岸委員	この社長は今、前回も説明してますけども、●●の●●●、あそこにおいて、●●の●●●じゃなくて、●●●のうらっかわの方にネパールの料理を出しとる店があるんです。そこが米を使うということでネパール人もいっぱい日本におるんでそこに米を供給したいということでやっています。自主的に雇用というか耕作の委託を農業者になってもらうという。作業しているのは別の人だけでも契約は●●●●という会社がやっている。
議長	ありがとうございます。 他に何か、今岸委員の方より参考になる発言がありましたけど、他に何かご意見ございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。 (はいの声) それでは議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第6 報告第1号 公共工事に伴う転用の届出についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 2件とも同一事業ですので一括して説明いたします。資料は15ページから19ページ資料10、11をご覧ください。美祢市から転用届が提出されました。こちらは美祢市上下水曾原中継ポンプ所を設置するための届出になります。番号2はそれに伴う現場事務所、資材置場として令和6年3月31日までの一時転用の届出となります。以上、報告いたします。

議長	<p>はい、ありがとうございます。これ報告事項でございますのでこれまでの慣例から委員の退席はしないことといたします。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
俵委員	<p>7番俵です。現地は●●から●●方面に向かって●●●進みますと先日『鶴瓶の家族に乾杯』でうどんを食べたうどん屋がありますよね。すぐ過ぎて●●に行く道を左に入って●●●ぐらいですか、進んだ右手の農地になります。1番はポンプ所ということで資料10の黒い線で、実線で囲んだものであります。2番はその上の細い線で、農地で上下の農地であります。我々の行った時には既に工事が始まっていました。そのへんの詳細は会長のほうからあと説明があると思いますけど、中継ポンプ所、一時転用の資材置場ということで問題はなかろう、問題あるけど問題はなかろうと思って見て参りました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。本来であれば地元委員より補足説明をいただくところでございますが、もとの地主さんが山田推進委員でございますので退席こそは望みませんが意見をいただきません。その代わりに私が俵委員からあったようにいろいろな経緯についてご報告をいたします。</p> <p>実はですね、今月の初めに●●●っていうんですか、●●●●●、市道ですけどこの両側から木が道路にでて非常に通行に支障になっているということで、伐採っていうんですけど見積もり依頼がありまして、見積もりでずっと歩いてたら、え、ここ農地だったのに、いつ許可が出て工事が始まったんだろうっていうんで、事務局の方に言いましたら、水道のポンプ所ができるって話は聞いたけど、っていうことでその次の申請が全く出てなかったということで水道課の方にどうなってるんですかと。悪意でやったんであれば市長の始末書をもらわんにゃいけんと言ったんですけれど、どうも土地収用法をちょっと勘違いをして工事にかかったようでございます。実は土地収用法って法律で平成21年までは公共工事については農業委員会に届けることも何もなく工事、着工できたんでございます。ところが平成21年に一部変わりました、土地収用法に基づいて土地の収用するにあたっては農業委員会との協議を持ちなさい。農業委員会は優良農地をむやみに公共工事をつぶすようなことについてはだめだよといいなさいというふうな形で変わっております。施行されたのが平成21年の12月の末だっけ。またちょっと来月それに関連したことに皆さんにおつなぎしなければいけないことがありますので、その時にきちんとした報告いたしますが、よってですね、土地収用法で農業委員会に協議をしなくてすむのが河川の改修と道路の改修でございます。それ以外の所についてはすべて農業委員会と事前協議を行いなさいというふうに書かれております。そのへんについてですね、ちょっと道路と河川のほうのつもりが建設課のほうにいらっしまった方が今担当しておりますので、あったんだろうというふうに思います。今後はもう絶対にこういうことしませんので許してくださいと、今回は勘弁してくださいということで。それと水道の目標ということで、水道の水は秋芳地区と曾原上野地区に</p>

	送るための、配水池に送るための中継ポンプ所でございます。今後はないと思いますので、今回はこういうふうな形での報告になりました。ということで委員の皆さんでなにかご意見ございましたらお願いいたします。
岸委員	1点良いですか。
議長	はい。
岸委員	これ1の貸付人と譲渡人が両方とも市長になってんだけども、これはどういう。
議長	もう名義が変わっているから。
岸委員	名義変わってたんですか。
議長	所有権移転が終わってる。実際にはこれ片方だけでいいんですけど。 他にございませんか。ないようでしたら報告第1号を終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。 (はいの声) それでは報告第1号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 1件目。 所在地は●●●●●●●●。先程の農振除外番号4番と同じ箇所になります。申請地は●●●●●●●●から●●●●●●●●の位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。 2件目。 所在地は●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●から●●●●●●●●の位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
俵委員	7番俵です。1番は先程の除外申請で説明があった同じ場所です。先程の説明の通り畑の左方に電柱式のアンテナが建つということで問題がないと思っています。2番目の件ですけど、●●の●●から●●●●●●●●●●方面に向かって入ると4、500mですかね、目印はありませんがいったところですよ。場所は2mぐらいの土手がありましてその土手の下になります。耕作地の中じゃありません。県道と土手の下ということで周囲の農地に対してなんの影響のないアンテナだというふうに判断をして問題はありませんと思います。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
岩山推進委員	大田推進委員の岩山です。先程の除外申請の通り何ら問題ないと思っております。以上です。
議長	はい、2番はお休みだそうです。2番わかる方いらっしゃいましたら、場所が。今俵委員が言われた通り、畑の土手の土地に建ちますんで、全く周りにも影響ないし道路のへりですから、電柱です。建つのは。あくまで。大きな塔が建つわけじゃございません。特に問題ないというふうに思います。ここは除外申請がありませんでしたので。委員の皆さんよりなにかご意見等ございましたらお願いいたします。ないようでございますんで報告第2号を終わらせていただいてもよろしゅうございますか。 (はいの声) それでは以上で報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 1件目。番号1番は新たに利用権を設定するため双方の合意により解約されたものです。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。新たにこういったあの、さっきのやつですか？先程ありました利用増進の新規の分でございます。なにかありましたら、ないようございましたら終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。

事務局	<p>(はいの声)</p> <p>それでは特に発言ないようでございますので、以上で報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第9 報告第4号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。60年以上前に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が2筆。昭和50年頃に申請地東側に農機具倉庫を建築した際に進入路として造成し、現在に至ります。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
萬代委員	<p>萬代でございます。この現況証明についてですけれども、24ページの図面にありますように、先程農業倉庫とか駐車場とか作るっていう案件ございましたけれども、この図面で見ますと左側に●●●●●●●●っていうものがあります。同じところに車を停めましてそこからどんどこんどこ山の中に入って行きましてですね、高速道路のカルバートを2か所を抜けまして申請地がございます。まあこの間ぶち歩かされました。農業委員をやりましてこれほどね、現場まで歩かされたのは初めてでございますが、カルバートの中にはこうもりが飛んでました。素晴らしいところだなと思っておりますが、申請地はその高速道路の下を通りましてその向こう側の山です。もう杉が植えてありましたけれども、すでに山林そのもので60年ぐらい杉の木が大きくなっているように思いました。ここの件についてはさんざん歩かされたという感じを受けておりますが、現地としては山林そのものでございますのでよろしくをお願いします。それから2番目は●●●の●●。これ●●●●という集落なんですけれども、●●さんとこの家のすぐ側なんですけど、納屋に行く道を昭和50年頃に作った、進入路を接し現在に至るといふうなことで大変わかりやすい図面ではなからうかと思えます。●●のですね、申請地がそこ図面ありますけれども、これ説明しても説明がつかないですね。まあそういうことで家のそば、倉庫の農機具小屋に抜ける道を作ったっていうことで、きちんと整理がしてございます。まあそういったことで現況証明っていうことで出されたものでございます。他に問題ございません。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは多分山田さんの説明最後になると思いますが、この日6件ございましたので最後の2つよろしくをお願いします。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>以上で報告第6号を終わらせていただきます。</p> <p>それではその他の方につりたいと思います。農業相談日はございませんでした。ご相談がございませんでしたのでおりませんでした。以上で終わりますが、委員の皆さんからなにか提案の方ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら事務局の方より今後の日程等についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>私から6件ございます。</p> <p>まず1点目でございます。お手元の資料の認定農業者生産振興支援事業の拡充についてを見ていただければと思います。こちらにつきましては5月の総会で意見等踏まえながら、農業委員会等に関する法律38条の第1項に基づきまして意見の提出を行うものでございます。それではこの意見書の方を読まさせていただきます。認定農業者生産振興支援事業の拡大について(要請)。国等行政は、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消策、新規参入の促進など様々な対策により、農業生産力の増強、農業経営の強化を図っていたところでございます。また市は単独事業として認定農業者に対し、「認定農業者生産支援振興支援事業」を予算化し、認定農業者が規模拡大や生産向上等に必要な施設・農業用機械整備をへの支援を行っていたところです。同支援事業は生産性向上等に必要な施設、農業用機械整備を前提に事前に計画し、補助金申請をすることとしています。しかし、昨年は米の需給失調による米価の下落、こんにち、アメリカの金利の上昇に伴う円安や熱量、肥料などの資源価格の高騰で農業経営は極めて困難な状況に直面しています。現在の経営状況において、認定農業者の担い手は、計画的に農機具を購入できるほど経営的に余裕はなく、農機具が壊れるまで使用しているところが現状です。認定農業者がこれからも担い手として存続するためにも、現行の「認定農業者生産支援振興支援事業」を、農機具が破損し新たに購入する場合も補助金がタイムリーに適用できるよう拡充することを要請します。引き続き、農業者を取り巻く環境の厳しさを少しでも軽減できるよう、また、「若者・女性・地域がかがやき 子供の笑い声が響く『誇れる郷土・秋吉台のまち』」の美祢市を将来ビジョンの実現に向けて、特段のご配慮をお願いいたします。こちらにつきましては総会后、市長の方に提出したいと思っております。</p> <p>続きまして次のページご覧ください。美祢市の農業対策についてでございます。こちらについては来年7月の任期終了までに市に対して農業対策の要望を実施したいと考えております。従来は農業振興部会員で要望事項を検討しておりましたが、広く委員の要望を求めてはとの意見があり、この度委員の皆さまへ依頼したいと考えています。ご提出いただいた要望に関しましては、農業振興部会で協議しまとめたいと考えております。要望書の提出日は来月の8月17日(水)農業委員会の総会当日にお願いしたいと</p>

思っております。また、その後ろに前回令和2年7月に提出いたしました意見書、そして回答書の方を添付しております。

続きまして、農地利用の最適化に係る活動でございます。こちらにつきましては令和4年の7月1日付で農地利用最適化交付金事業交付要綱の一部改正がありましたので、その内容について説明の方させていただきます。こちらの農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正についてをご覧ください。1枚紙です。特に活動日数に関する2点が大きな変更点となっております。1点目につきましては、農業委員会において、一月の活動日数が0日の推進委員等がないとする交付要件が削除となりました。理由として、農業委員会への交付要件として、一月の活動日数が0日の推進委員等がないことを課すことで、全委員の活動を推進することを図ることとしていたが、最適化活動を適切に行った委員も連帯責任で交付金を受領出来ないこととして、逆に委員のモチベーションを低下させ、農業委員会の最適化活動の阻害となることなど、現場に混乱を生じさせることから、本要件を削除となっております。よって一月の活動日数が0日の委員がいる場合も交付金の交付対象となっております。そして続きましてもう1点目が推進委員等の交付要件でございます。月当たりの平均活動日数が5日超から1日以上の見直しの方されております。理由としては推進委員等個人への交付要件として、月当たりの平均活動日数の最低日数を5日超とすることで、全委員が目指すべき活動日数の底上げを図ることとしていましたが、活動日数を含む最適化活動に係る目標設定の考え・方法、活動記録の様式等を通知の発出が現場等の調整に時間を要して、当初予定していました令和3年内から令和4年2月にずれ込んだため、令和4年度になっても国として求める最適化活動の考えが現場への浸透が不十分であったことから、現場に混乱を生じさせていることから見直しとなったこととございます。よって委員は月当たりの平均活動日数は1日以上あれば交付金の交付対象となる形となります。6月の総会において提出していただく書類として、活動記録簿の方提示してはいたしましたが、こちらの方を内部で協議して、A3のこちらの方、令和4年度美祢市農業委員会活動記録簿12か月分、こちらの方に修正させていただきました。こちらの活動記録簿の方を毎月の総会で提出の方お願いいたします。

続きまして、農地パトロールについてでございます。今年度につきましても例年通り、8月から9月にかけて管内農地の農地パトロールを農地法30条に基づきまして実施したいと思っております。農業委員さんにつきましては担当地区の推進委員さんと日程のほど調整していただいて、事務局に実施日の連絡の方をお願い出来ればと思っております。旧美祢地域につきましては井村、そして美東・秋芳地域については吉村局長の方をお願いしたいと思っております。これから、もっと暑い時期になりますので、熱中症にはならないようお願いしたいと思っております。また、実施要領の一番最後のところに農地パトロールのポロシャツの記載紙を載せております。こちらのほう、農地パトロールのポロシャツのご購入希望の方がございましたら私の方までご連絡の方お願いいたします。農地パトロールについては以上です。

議長

ポロシャツはなんぼするん？

事務局	<p>2500円です。</p> <p>続きまして、公務災害の補償制度でございます。公務災害のリーフレットの方ご覧ください。農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんにつきましては、現在公務災害として共済保証制度に加入しております。現在ですね、A型に2口加入しております。10月1日に更新になりますので、引き続きまたA型の2口に加わりたいと考えております。費用に関しましては、毎月5000円の積み立てがございますので、そこから支出したいと思っております。次の契約期間につきましては令和4年の10月1日から令和5年の10月1日となっております。</p> <p>もうひとつ、最後です。農地利用最適化推進施策の改善に関する意見についてでございます。こちらの報告様式の方をご覧ください。こちらにつきましては山口県の農業会議より農地等最適化推進施策の改善に関する意見の提出依頼がございました。こちらは各市の農業委員会が提出された最適化推進施策の改善に関する意見を農業委員会法第53条の規定に基づいて、山口県知事へ提出するものでございます。つきましては別添のとりまとめ要領に基づきまして、改善意見策等がございましたら次の8月の総会において別紙の報告書を提出の方をお願い出来ればと思っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと一つは訂正なのですが、農業委員会の公務災害の積立金というふうに言われましたけど、あれは互助会の会費でございますので積立てではございません。今まで通り1000円の2口の2000円でよろしゅうございませぬかね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>互助会の方より、全額負担をいたします。それともう一つはポロシャツについてはどうですかね。着ていくんやったら全員がきていかんとおもしろないし。</p>
馬屋原委員	<p>いません。</p>
議長	<p>どうする？いませんって意見がありますので、そしたらいませんと。ありがとうございます。</p> <p>それ以外で何か質問等がありましたらということになるんですけど、一番最初の案件なんですけど、これ前回市長と懇談したときに申し入れ以外に私が認定農業者についてどないかしてほしいということをお願いした案件も含んでおります。っていうのは、認定農業者以外もですけども、農機具を4月の時点で、4月というか5月ぐらいまでに買う農機具がどういうものがありますかと調査票が回ってきます。それからその農機具を使うのであれば、よほど儲かっている農家じゃないかと、むしろ今は使えるだけ使っ</p>

	<p>て壊れた時点で農機具を新車にするか中古にするかっているのを悩む農家が、認定農業者が多いのに、あまりはよから新車を買う予定でやれるようなところはないというふうに言いました。そして、4月1日から受付けてやってくれるのであれば4月1日から受付けて、3月31日まで受付けてほしいと。3月31日までに受付けたものをトータルして、予算をオーバーした場合には補正を組んでいただくか、それとも予算内でみんなに配布していただくか、そのへんについては決めてほしいというふうにお願いをしたんです。それについて市長は前向きに考えようというふう話ではありましたが、事務局長のほうに口頭では聞いたけど、文書できちんとしたものを出すようにという指示で、こういうふうな文書を事務局が作りました。その次からについては、直接私が関わった所はあまりありませんので、なにかありましたらお願いいたします。</p> <p>ないようでございましたら、この件についてはよろしゅうございますか。おわります。いいですか。</p>
武藤委員	<p>活動記録簿がありますよね。それがいついつ出すとかいう話がなかったんで。いついつ提出しますっていうのが、何日に提出するとかそういう話がなかったけど周知した方がいいんじゃないか。</p>
議長	<p>ある程度まとめて出していいんか。</p>
事務局	<p>できれば総会時とか随時。</p>
議長	<p>総会日とかなんでもいいんでまとめて。2か月分まとめてだしてもそれは問題ないと。 はい。</p>
岩山推進委員	<p>それで様式がひんぱんに変わってますね。どれだしいいんですか。これ出すん。</p>
議長	<p>すみません。最終的にですね、一応修正重ねてそのA3の様式、それ1本でいいです。</p>
岩山推進委員	<p>なら4月5月書いちよるのはこれに書き換えるってことですね。</p>
事務局	<p>そうですね、〇×で。</p>

議長	<p>すみません。今までは大変なこと書かないけんかったけど、今度はチェックを入れていけばいいんで。 該当する所にしるしをつけてもらってあとで補正があれば、補正の方やってもらうということになりますんで。</p>
岩山推進委員	<p>4月、5月書いたものはこれに書き換えるん。</p>
議長	<p>これにチェック入れてください。それがたいぎなかったらそれをホッチキス止めして、これと一緒に出してください。 いいですかね。それでは事務局の方よりお願いします。</p>
事務局	<p>令和4年8月の日程についてをご覧ください。総会は8月17日水曜日午後2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。農業相談日は8月9日火曜日、時間は9時から美祢地区安部委員、美東地区村上委員、秋芳地区井町委員、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 以上で本日の総会を終わりたいと思います。</p> <p>午後3時30分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和4年7月15日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>

--	--

